

滋賀県自転車競技条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

大津市営びわこ競輪事業の廃止決定に伴い、滋賀県自転車競技条例（昭和25年滋賀県条例第25号）を廃止しようとするものです。

2 概要

（1）滋賀県自転車競技条例を廃止することとします。

（2）その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第1条から第11条まで 省略</p> <p>(公営競技開催業務手当)</p> <p>第12条 公営競技開催業務手当は、公営競技を開催する機関に勤務する職員が<u>自転車競走またはモーターボート競走</u>の開催現場において開催業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p> | <p>第1条から第11条まで 省略</p> <p>(公営競技開催業務手当)</p> <p>第12条 公営競技開催業務手当は、公営競技を開催する機関に勤務する職員がモーターボート競走の開催現場において開催業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p> |

滋賀県公営競技事業特別会計条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第1条 省略</p> <p>(歳入および歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、公営競技事業収入および附属収入をもつてその歳入とし、<u>競輪事業費</u>、競艇事業費、一般会計繰出金その他の支出をもつてその歳出とする。</p> <p>第3条以下 省略</p> | <p>第1条 省略</p> <p>(歳入および歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、公営競技事業収入および附属収入をもつてその歳入とし、競艇事業費、一般会計繰出金その他の支出をもつてその歳出とする。</p> <p>第3条以下 省略</p> |